

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

1 当会の概要

名称・法人種別	一般社団法人 福山市医師会
代表者名	会 長 西岡 智司
所在地・電話	福山市三吉町南2丁目11番25号 Tel (084)-922-0243
業務の概要	医療・保健・福祉推進事業、看護師・准看護師養成事業、総合健診センター事業（臨床検査事業・健診事業）、在宅支援事業（指定居宅介護支援事業所・指定訪問看護ステーション・指定介護予防訪問看護ステーション・地域包括支援センター）、医療廃棄物処理事業

2 サービスを提供する事業者の概要

(1) 事業所の概要と提供できるサービスの地域

事業所名	福山市医師会居宅介護支援事業所
所在地	福山市三吉町南2丁目11番22号
電話番号	(084) 928-8778
介護保険指定番号	3471500094号
サービス提供地域	包括三吉、包括三吉町南、包括南本庄、包括野上、包括箕島、包括南蔵王、包括赤坂の一部、包括引野の一部、包括坪生の一部、包括水呑の一部（事業所から半径約6kmの範囲） ただし、状況により相談に応じます。

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	業務内容	人 員
管理者	管理業務	1名 若井 綾（介護支援専門員）
介護支援専門員	ケアプラン作成、管理 要介護認定申請代行 等	7名以上 社会福祉士、介護福祉士、作業療法士、 柔道整復師 等
その他の職員	事務職員	1名

(3) 事業日・時間

平日（月～金）	8：30～17：30
---------	------------

休業日：土・日・祝日、8／14・15、12／29～1／3

※当事業所は24時間連絡体制を確保し、必要に応じて相談対応させていただきます。

3 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成し、利用者の確認を受けるとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるようサービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- ①居宅サービス計画の作成にあたって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ②利用者は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立性の確保を図ります。なお、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は【別表2】の公正中立にかかわる情報について、のとおりです。

- (3) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。そのために利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求め作成した居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師等に必要な情報伝達を行います。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 障がい福祉サービスを利用してきた利用者が、介護保険サービスを利用する場合等において、介護支援専門員と障がい福祉制度の相談支援専門員との連携の促進に努めます。

4 担当の介護支援専門員等

- (1) 担当する居宅介護支援専門員及びサービス提供責任者（管理者）は、次のとおりです。サービスについてご相談やご不満、ご不明な点がございましたらお申し出ください。
- (2) 担当する居宅介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
- (3) 利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようお願いいたします。また利用者の同意を得て、入院時に医療機関が求める利用者の情報を提供いたします。

居宅介護支援専門員	名前：_____	連絡先（電話）：084－928－8778
サービス提供責任者	名前：若井 綾	連絡先（電話）：084－928－8778

5 市町村への届出

この居宅介護支援のサービス開始の際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

6 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス利用票」等の書面に必要事項を記入し、必要により利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに（又は1か月ごとに）「居宅サービス計画」の内容に沿って、「サービス利用票」等の書面を作成して、利用者に説明します。
- (3) 事業者は、「サービス利用票」その他の記録を作成完了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

7 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

※保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、1ヶ月につき重要事項説明書【別表1】の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を保険者の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

8 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供をキャンセル

し又は中断する場合は、事前に次の連絡先(前記の介護支援専門員等の連絡先)までご連絡ください。

連絡先(電話): 084-928-8778

- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は契約全体を解約することもできます(契約書8条)。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

9 当会のサービスの方針等

当会は、医道の高揚、医学及び医術の発達普及と公衆衛生の向上とを図り、社会福祉を増進することを目的とし、保健・医療・福祉の向上に奉仕しております。介護保険の分野では、高齢者の方が安心して老後を送る支えとなれるよう、満足していただける介護サービスの提供に努めております。

10 感染症や災害が発生した際の対応について

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、次に掲げる必要な体制を整えます。

- (1) 感染症や災害発生時、および非常時の体制を整えるための必要な研修および訓練を実施します。
- (2) 指定居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関連機関との連携に努めます。
- (3) 感染症や自然災害の状況によっては、やむを得ず サービス提供を休止または縮小し、平常時とは違う対応を行う場合があります。また、利用する事業所が定める基準に従っていただくこともありますのであらかじめご了承ください。

11 高齢者虐待防止の推進について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等をより推進する観点から、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。虐待防止に関する担当者 若井 綾

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

12 身体的拘束等の適正化の推進について

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13 職場におけるハラスメントについて

事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防ぐために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知、啓発を行います。
- (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行います。

14 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 5 ご利用にあたってのお願い

当事業所は介護支援専門員実務研修実習の受け入れ事業所です。対象期間において実習生と同行訪問を行う場合があります。利用者と家族の尊厳が損なわれないよう配慮します。ご協力お願いいたします。

1 6 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、つぎの窓口で対応いたします。

当会お客様相談コーナー	電話番号	0 8 4 - 9 2 8 - 8 7 7 8
	相談員	若井 綾 ・ 松浦 瞳 ・ 上田浩矢
	対応時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (月～金)

○公的機関においても、つぎの機関において苦情申し出等ができます。

福山市介護保険課	所在地	〒720-8501 福山市東桜町3番5号
	電話番号	0 8 4 - 9 2 8 - 1 1 6 6
	対応時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (月～金)
広島県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地	〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 国保会館
	電話番号	0 8 2 - 5 5 4 - 0 7 8 3
	利用時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月～金)

【 説明同意欄 】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記のサービス内容について説明いたしました。

(事業者) 所在地 福山市三吉町南2丁目11番25号
事業者名 一般社団法人 福山市医師会
代表者名 会長 西岡 智司

(説明者) 氏 名

サービス契約の締結に当たり、上記の内容について説明を受け、同意し、居宅介護支援の利用を申し込みます。

(利用者) 住 所

氏 名

(署名代行者) 住 所

氏 名

本人との関係

署名代行理由